

できることとしております。

第三に、開発許可について、市街地調整区域内において大規模開発を許可できるとする基準を廃止するとともに、病院等のための開発行為及び国、地方自治体等が行う開発行為は開発許可等を要することとしております。

第四に、大規模集客施設のため開発整備を実施すべき区域を開発整備促進区として地区計画に定めることとしております。

第五に、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体等を都市計画の提案権者に追加するとともに、都道府県が都市計画に係る協議を行う際に関係市町村から意見の開陳を求めることができることとしております。

その他、都市の秩序ある整備を図るため、自動二輪車の駐車場の整備、新住宅市街地開発事業及び公有地先買い制度の適正化を図る等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

小林正夫君。

(小林正夫君登壇、拍手)

○小林正夫君 民主党・新緑風会の小林正夫です。

私は、ただいま議題となりました中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一括的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案及び都市の秩序ある整備を図るために都市計画

法等の一部を改正する法律案につきまして、関係大臣に質問をさせていただきます。

我が国は、二十世紀の後半、半世紀の間に実際に五千万人の人口の増加を経験いたしました。しかし、今後は逆に急速に人口が減少し、これからの方についても大きな転換点に立っていると言えます。

これまで我が国は、急増する人口を狭い日本列島に何とか押し込むために、大変な無理を重ねてまいりました。その結果が今の町の現状であります。住宅の耐久性も低く、町の景観も損なわれ、とにかく住む目的だけの市街地を延々とつくつてきました。時には、美しい古くからの由緒ある歴史的な町並みを壊してしまったのです。

人口減少時代に入り、歴史や文化を始め、今日あるものを大事にし、有効に活用を図ることへの転換や環境との整合が強く求められている時代にもかかわらず、残念ながら、まちづくりはいまだに粗製乱造状態を脱しておりません。

平成十年にまちづくり三法が制定され、約八年

もの時間が経過をいたしました。しかし、効果を上げるどころか、中心市街地の衰退は一層深刻さを増しております。シャッター通りに象徴される商店街の窮状に止まらず、中心市街地では、文化、社会、環境面で疲弊が進み、コミュニケーションが衰退、構造的な停滞感、閉塞感に覆われております。さらに、追い打ちを掛けるように、地方財政も逼迫し危機的状況にあります。この間、政府は一体何をしてきたのでしょうか。

成果が一向に上がらないこれまでの政府の施策

に対し、平成十六年、総務省は行政評価において落第点を下し、効果が不十分な補助金の廃止、縮減を検討することを勧告するとともに、これまでの数々のずさんな施策を明らかにしてまいりました。市町村が作成し、国の支援を受ける基礎となつた。

市町村が作成し、国の支援を受ける基礎となる活性化のための基本計画について、国による評価の結果が取りまとめられていないことが指摘され、計画の目標達成状況について把握していく自治体は一三%にすぎないというのです。このようなことでは大事な国民の税金をぶぶに捨てるようなものであり、余りにもずさんな税金のばらまきと言わざるを得ません。

総務省の勧告に対し、昨年七月から八月にかけ、ようやく関係省庁から回答があり、適切に指導、助言する予定、廃止、縮減等補助金の在り方について検討など、悠長な文言が並べられておりましたが、その後どのような対策を講じられたのか、経済産業大臣にお聞きをいたします。

また、これまで中心市街地活性化対策として、商工会議所、商工会などの事業を中心的に推進していく機関、TMO等に対して補助金が支出されてきましたが、交付実績に対する具体的成果についてどのように検証してきたのか、今後のTMOの在り方についても併せてお聞きをいたします。

平成十八年度も中心市街地活性化関連の予算として経済産業省、国土交通省から多額の予算措置がなされています。改正案では、「集中的かつ効果的に支援を行う」とされていますが、果たしてそれが担保されるのでしょうか。「集中的かつ

効果的」とは、つまり総理大臣による認定により支援対象となる基本計画を絞り込むことを意味すると推測しますが、この法文上の絞り込みと予算措置がリンクするのでしょうか。これからは総理大臣に認定された基本計画にに対してのみが補助金が交付されるということなのか、どうリンクしてくるのか、財務大臣と経済産業大臣に答弁を求めておきます。

郊外への大型商業施設を規制しても、中心市街地は地価が高いため、住宅、商業、公共施設は自動的に流入しません。そのため、土地、建物の賃借の普及等による流動化を推進し、市街地に事業者が入つてくる流れを作り出さなければなりません。税制等の対策も不可欠であります。政府はこのためにどのような対策を取られるのか、財務大臣及び経済産業大臣の見解を求めておきます。

また、これらの市街地に存在する不動産を有効活用するのに不可欠なのが地権者の協力です。不動産の有効活用に無関心な地権者の存在が中心市街地活性化のネックになつてていると言つても過言ではありません。今回の改正で中心市街地活性化協議会が新設されますが、これまでの地権者対策と比較し、どのような形で実効性を高めるおつもりか、併せて答弁を求めておきます。

今回の都市計画法の改正では、床面積一万平方メートルを超える大規模集客施設の郊外立地の規制強化がうたわれておりますが、一定面積以上の大型店を規制するだけでは問題を矮小化するものと言わざるを得ません。白地地域への病院や福祉施設、学校の進出が野方図でよいのか、大規模集客施設の規制強化が中心市街地再生の切り札にな

官 報 (号外)

るのか、国土交通大臣の御認識をお伺いいたしました。
なお、一定以上の商業施設だけを規制することになれば、面積要件以下の規模の投資の激増を生む可能性はないのか、また、大規模集客施設の郊外立地規制により、消費者利益の減少、景気への悪影響など日本経済の活性化にマイナスになる可能性がありますが、政府としてどのように考えるのか、併せてお伺いいたします。

今回の法改正では広域調整の手続が設けられております。しかし、広域調整は十分に機能するのでしょうか。都道府県知事が市町村の都市計画決定等に対する協議同意を行う際に、関係市町村から意見を聴取することができ、知事が必要な協力を求めることができるようになっていますが、実際の手続や、どのような場合に協力を求めるのか、はつきりいたしません。政府はどのような場合に知事が関係市町村の協力を求める想定しているのか、国土交通大臣の答弁を求めます。

私は、人口減少・高齢社会を迎えたまちづくりの在り方は、従来のような場当たり的拡大志向の町でなく、コンパクトで環境負荷の少ない美しい町を目指すべきであると考えます。一九七〇年に提案されたコンパクトシティーの概念は、当時のアメリカにおいて郊外へ拡大する都市の土地や通勤費の浪費への警告でありましたが、今持続可能な都市開発戦略として見直されております。しかし、現状は、既に公共公益施設等が郊外に移転しており、言うはやすく行いは難しというのが正直な感想であります。

コンパクトシティーについて、具体的にどのように策が求められ、それが本法案にどのように

扱われているのか、また地方都市における中心市街地への居住促進策についてどのような取組を行なうのか、国土交通大臣に御見解を伺います。

中心市街地におけるインフラ整備についてお伺いいたします。

北側国土交通大臣は衆議院本会議で、歩いて暮らせらるるまちづくりへと基本理念を転換することが必要と述べられておりますが、中心部で歩いて暮らせるためには、中心地への車の乗り入れ規制があると考えられます。ヨーロッパでは旧市街地において車の乗り入れを禁止するなどの措置をとっているところもありますが、そのような施策の必要性について国土交通大臣の御見解をお伺いいたします。

また、そのような措置をとることを決断した場合、国土交通省として車の乗り入れ規制に対して何らかの支援を行うつもりがあるのか、お伺いいたします。あわせて、今後の中心市街地に弱者への移動手段確保策についてお伺いいたします。

都市機能の郊外移転には容易な農地転用も絡んでおります。開発許可や農地転用許可などの運用について、各省、自治体は相互に連携してきたのをどうぞお聞きたいです。

民主党は、将来における世界的な食料不足が予想される中、食料の相当部分を輸入に依存している我が国で、必要な数量の農産物等の主たる部分を国内で生産できるようになるとが国民の健全な食生活を送るために緊急な課題であるとして、議員立法を今国会に提出しております。

莫大な農業投資をし、優良な農地を整備してい

ました。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成十八年五月十日 参議院会議録第二十二号

たところに大型商業施設が進出するという例が多く見受けられます。地権者の立場からすると、農地として農業収入を得るより大型商業施設に貸した方が収入も何倍になるという現実があります。一方で、農業振興の基盤である農地の保全が結果的には良好なまちづくりに寄与すると考えられています。

今後の農地振興の在り方について、農林水産大臣の御見解をお伺いいたします。

欧米諸国では、土地利用や建物の建築等は計画や規制に基づき行われ、歴史ある美しい町並みや雰囲気を現在に残しています。特に、ヨーロッパの国々では、土地利用において町の景観や美しさを共有することを優先させる法律を整備し、都市計画を推進しております。我が国の自治体においては、最近、ビルの高さや色など景観にそぐわない建物や建築計画について問題が提起されています。

伝統や文化、歴史ある町並みの保存と、将来にわたる、維持していく住環境づくりについて、環境大臣及び国土交通大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に申し上げます。

中心市街地は、城下町、街道筋、神社仏閣の門前町、港湾、船着場など、歴史の中で日本をつくってきた基本であり、正にそこにおいて文化、教育など数値には表せない日本人の根幹がはぐくまれてまいりました。中心市街地の衰退は日本の文化の衰退を意味するもので、日本全体の衰退につながっていきます。

私も、党のまちづくりプロジェクトチームの座長としてこの問題に積極的に関与してまいりました。本法案については、客観的に評価できる部分もありますが、まちづくりの在り方がこれまでの社会変化に適切に対応できるのかといえば、依然として不十分であります。

民主党は、四月二十七日、国民が安心して安全な建物を利用し購入できるよう、居住者、利用者の立場に立った建築基準法等の改正案を提出いたしました。日本の歴史や文化を大切にし、安全で安心して暮らせる社会づくり、まちづくりは、常に生活者の視点に立つて政治に取り組む民主党にしかできません。そのため一日も早く政権交代の実現を目指すことをお誓いし、私の質問を終ります。

ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣二階俊博君登壇、拍手〕

○國務大臣(二階俊博君) 小林議員にお答えをいたします。

総務省の勧告に對してであります。が、総務省勧告におきましては、補助実施後も取組状況を把握することとし、活性化が不十分な場合には更なる改善を行うようとの勧告がなされております。これを受けて、昨年十二月に百五十五の補助事業について報告を求め、本年三月に十の市町村に對しましては効果が上がっていないと判断し、指導、助言を行つたところであります。

また、勧告におきましては、補助金の効果が不十分なものについて、その廃止や縮減等を検討すべきと指摘されておりますが、これを受け、指摘された補助金についてはすべてを廃止したところであります。

次に、これまでのTMOへの補助金支援の検証、今後のTMOの在り方についてのお尋ねであ

りましたが、これまでのTMOへの直接の補助金支援につきましては、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき事後評価を実施してきております。

本補助金はTMOの自立を促すものであり、すべてのTMOにおける利用実績は低い水準にとどまっているものの、利用されたTMOについては計画に基づき事業が着実に行われているという一定の効果もございました。今後、中心市街地活性化協議会への支援を行うに際しましては、これらの反省点を効果的に十分踏まえて検討を進めていきたいと考えております。

また、これまで商業化に意欲的に取り組んでこられたTMOは、まちづくり関係者などと一緒になって中心市街活性化協議会に発展し、その中心的な役割を担つていただけるものと期待をいたしております。

次に、基本計画の策定と予算措置との関係についてのお尋ねであります。改正中心市街地活性化法案におきましては、明確な目標を掲げ、まちづくりにぎわいの回復のために取組を一體的に行う意欲的な計画を内閣総理大臣が認定することといたします。この認定を受けた取組に対し、政府が一丸となつて予算等の支援措置を重点的に講じてまいるよういたしたいと思つております。

次に、中心市街地への事業者の流入を促すための支援策についてお尋ねであります。

中心市街地活性化法案では、基本計画の認定を受けた地域において、意欲的に取り組む中小企業者に協力する地権者に対して各種支援措置を重点的に講ずることといたしております。

例えば、税制については、当該土地を有効利用する事業者に対して地権者が土地を譲渡した場合は、譲渡益課税において譲渡所得が特別に控除されるなどの措置を講じております。御承知のとおり、これは千五百万円が限度であります。

次に、中心市街地活性化協議会に地権者の協力を得ることについてのお尋ねでありますが、中心市街地の活性化に当たつては、中心市街地の不動産を保有する地権者の協力を得ることが重要であることはだいま御意見のとおりであります。このため、改正中心市街地活性化法案におきましては、まちづくりの司令塔となるべき中心市街地活性化協議会に地権者の参加を要請できることといたしております。

本協議会では、まちづくりに関係する地権者を含めた様々な事業者等の積極的な参加を得ながら、広く関係者が議論を行い、意見調整が図られ、まちづくりが更に円滑に進められることを期しております。(拍手)

〔國務大臣北側一雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(北側一雄君) 小林議員にお答え申上げます。

大規模集客施設の規制強化についてお尋ねがございました。

病院、福祉施設、学校等の公共公益施設は、これまで開発許可が不要とされておりましたため、市街地調整区域等の郊外へ移転する事態が多数生じていることから、今回の法改正では、これらの施設を開発許可の対象として規制することとしていることから、市街地の居住促進策についてお尋ねがございました。

次に、コンパクトシティの推進のための施策についてお尋ねがございました。

これまで開発許可の対象として規制することとしていることから、市街地の居住促進策についてお尋ねがございました。

これからコンパクトなまちづくりに当たります。

また、大規模集客施設の規制強化とともに、中心市街地活性化法による様々な支援策を組み合わせていくことにより、これらの施策を車の両輪として中心市街地の再生が図られるものと考えております。

一万平米以下の施設につきましては、地域住民の日常生活に必要な中小規模の店舗まで含まれることから、今回の改正による規制の対象とはしていません。しかしながら、必要である場合には、特別用途地区の指定等により規制することが可能であると考えております。

これらの施策を総合的に講ずることにより、中

心市街地の活性化が図ることができれば、生活、交流の場としての町の機能が再生され、人口減少・超高齢社会にあってもなお活力に満ちたまちづくりが実現できるものと期待をしているところでございます。

次に、都道府県知事による広域調整の手続についてお尋ねがございました。

今回の改正では、都市計画の決定、変更が広域的に影響を与えるおそれがあり、都道府県知事が広域的観点から必要と認める場合において、関係市町村からの意見聴取などの協力を求めることができることとしております。このため、都道府県知事において、関係市町村に協力を求めるか否かを、都市計画の決定、変更の同意に当たつて、広域調整の必要性を踏まえて適切に判断するものと考えております。

車の乗り入れ規制について、我が国では、通過交通を適切に処理する都市内道路の整備の遅れや、自動車利用者及び沿道関係者の合意形成などの課題がありますが、それぞれの地域がそれらの課題がありますが、それぞれの地域がそれらの課題を克服して取り組もうとする場合には、国土交通省としても積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

また、附置義務制度や様々な助成制度による駐車場整備の促進、環状道路の整備などによる道路混雑解消、LRTなど交通弱者にも配慮した公共交通の整備を推進してまいります。

最後に、伝統や文化、歴史ある町並みの保存と、将来にわたり維持していく住環境づくりに

定され、準工業地域についての規制は大きな議論になつたと聞いております。そこで、国土交通大臣に質問します。準工業地域については、三大都市圏及び政令市以外に限り大規模集客施設の立地を抑制することとなつてゐるが、これは中心市街地の活性化を行う上で必要かつ十分と評価できるでしようか、お答えいただきたいと思います。

次に、町のにぎわいは大規模集客施設だけで生きるものではありません。市役所、病院、福祉施設、文化施設など、これらの公共施設についても町中に回帰して初めて中心市街地の活性化が可能となるものであります。従来、これらの公共施設は開発許可の対象外であったため、都市計画上調整することはできませんでした。

そこで、国土交通大臣に質問します。中心市街地活性化に向けた役所・病院、福祉施設、文化施設などの公共施設の立地調整は、今回の改正でどう改善されるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

次に、今般の都市計画法改正を受けて、一年半の施行前に期間に大規模集客施設が駆け込み開発・出店する動きが數十件に上っているとのことであります。しかも、その多くは農業振興地域の解除による農地の転用によるもので、優良農地の確保の問題もあります。

そこで、農林水産大臣に質問します。今般の都市計画法の法改正により大規模集客施設の立地については商業地域等の代替地先が明確となつた趣旨を踏まえ、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ厳格な運用を図り、大規模集客施設の法施行前の駆け込み出店に伴う優良農地の転

用を防止すべきと考えますが、見解はいかがでしょうか。

中心市街地の地域コミュニティにおいて重要な役割を果しながら、その活性化の成果を上げている商店街が全国で幾つかあります。その共通項は、必死に頑張っている商店主がいることであります。このように、商店街の活性化は大規模集客施設や公共施設の中心市街地への立地誘導だけができるものではなく、商店主の意識改革や自助努力が必須であります。

そこで、経済産業大臣に質問します。今般導入された中心市街地活性化計画の認定制度や支援策等により、いかに全国の商店街の意識改革や自助努力を促していくことになるのか、見解はいかがでしょうか。

昨年十二月に経済産業大臣に答申された審議会報告によれば、大型店舗は、撤退時の対応等地域社会的責任の一環として自主的に取り組むよう求められるべきであるとされており、既に、熊本県など先進自治体では業界向けの社会的責任に関するガイドラインが策定される動きがあります。

そこで、経済産業大臣に質問します。今般、中心市街地活性化法で事業者の責務規定が明記されることがあります。しかし、その多くは農業振興地域の解除による農地の転用によるもので、優良農地の確保の問題もあります。

そこで、農林水産大臣に質問します。今般の都市計画法の法改正により大規模集客施設の立地に要と考えますが、見解はいかがでしようか。

最後に、商店街の活性化は商店主の頑張りが一因ですが、中心市街地や地域コミュニティの活性化は住民の意識改革なしにはあり得ません。中心市街地活性化法の基本理念にもあるように、今

こそ町ぐるみでの中心市街地の活性化が求められているわけであります。そこで、今後、T.M.O.に代わり、まちづくりの活動の核となる中心市街地活性化協議会において、地権者のみならず住民代表を巻き込んでいくことが何よりも重要と考えます。

そこで、法定する中心市街地活性化協議会への地権者や住民代表の参加を促進することが重要と考えますが、その方策はどうなつていてどうか。

以上を経済産業大臣に質問させていただいたて、私の代表質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣北側一雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(北側一雄君) 浜田議員にお答え申し上げます。

立地調整施策が活用されてこなかつた理由及び改善策についてお尋ねがございました。

これまで特別用途地区等の制度が十分に活用されなかつたのは、現行の都市計画法においては、大規模集客施設について、広い地域での立地が可能な限り、これらの制度を活用して一市町村が立地を制限したとしても、隣接する市町村に立地する等、広域的な観点から適正立地を確保することが困難であつたことなどによるものと考えております。

今回の法改正では、こうした問題に対応するため、土地利用の原則を転換し、いつたん大規模集客施設の立地を制限した上で、その立地について都市計画の手続を通じて地域が判断することとし、その判断に際し、一市町村の視点だけでなく広域的な観点から調整する手続を整備しているところでございます。

次に、準工業地域についての大規模集客施設の立地の抑制についてお尋ねがございました。

準工業地域は多様な用途の混在を許容する地域であり、市街地中心部の近くで指定される例も多いたことから、今回の都市計画法等の改正においては、大規模集客施設の立地を規制しないこととしたものでございます。

しかししながら、中心市街地活性化の観点からいえば、地方都市においては準工業地域に大規模集客施設が立地した場合の中心市街地への影響が大きいと考えられます。このため、今回の中心市街地活性化法の改正による基本計画の大臣認定に当たりましては、準工業地域において特別用途地区を活用し、大規模集客施設の立地規制を行うことを要件としております。この措置により、中心市街地の活性化が効果的に図られるものと考えております。

公共公益施設の立地に関する措置についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、役所・病院、福祉施設などの公共公益施設については、これまで開発許可が不要とされていたため、市街化調整区域等の郊外へ移転する事態が多数生じているところでございました。

中心市街地を活性化し、様々な都市機能がコンパクトに集積した歩いて暮らせるまちづくりを進めためには、これらの公共公益施設が多くの人にとって便利な場所に立地するよう、まちづくりの観点からその適否を判断する必要があります。

このため、今回の改正では、これらの施設を開発許可の対象とすることとしたところでございます。(拍手)

官 報 (号 外)

平成十八年五月十日 参議院会議録第二十二号

議長の報告事項

風間	草川 昭三君	白浜 一良君	山本 順三君	田村 秀昭君	田村 耕太郎君	佐藤 雄平君	円 より子君	岡崎トミ子君
狩野	安君	木庭健太郎君	岡田	荒井 広幸君	高嶋 良充君	柳田 泰介君	佐藤 泰介君	篠瀬 進君
竹中	平蔵君	山崎 正昭君	小池	直樹君	小川 敏夫君	柳田 稔君	佐藤 稔君	峰崎 直樹君
山谷えり子君	野上浩太郎君	岡田 広君	中島 啓雄君	柏村 武昭君	中川 哲男君	福山 哲郎君	中川 昭一君	太郎君
有村	治子君	北川イツセイ君	西島 英利君	後藤 博彦君	西銘順志郎君	佐藤 道夫君	藤原 正司君	麻生 穎一君
中川	雅治君	二之湯 智君	中川 正勝君	鶴保 康介君	中島 啓雄君	今泉 昭君	山本 孝史君	谷垣 穎一君
野村	哲郎君	野村 哲郎君	信介君	森元 恒雄君	荒井 正吾君	渡辺 秀央君	佐藤 道夫君	小坂 壽次君
北川イツセイ君	河合 常則君	椎名 一保君	岸 信夫君	橋本 聖子君	中島 真人君	廣中和歌子君	藤原 正司君	中川 昭一君
尾辻 秀久君	林 芳正君	山内 宏一君	伊達 忠一君	鈴木 伸詳君	矢野 哲朗君	山下八洲夫君	山本 孝史君	二階 俊博君
吉村剛太郎君	大野つや子君	田村 公平君	田浦 常田	田中 小泉	武見 敬三君	北岡 秀二君	佐藤 道夫君	北側 一雄君
小野 清子君	溝手 顯正君	國井 正幸君	伊達 伸詳君	伊達 伸詳君	南野知恵子君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
田中 直紀君	岸 泉	段本 幸男君	田浦 伸詳君	伊達 伸詳君	北岡 秀二君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
片山虎之助君	吉村剛太郎君	大野つや子君	伊達 伸詳君	伊達 伸詳君	南野知恵子君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
小林 温君	若林 祥肇君	鴻池 泰三君	景山俊太郎君	田浦 伸詳君	北岡 秀二君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
長谷川憲正君	亀井 郁夫君	水落 敏栄君	佐藤 泰三君	松田 岩夫君	北岡 秀二君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
松村 祥史君	小齊平敏文君	吉田 博美君	清水嘉与子君	鴻池 泰三君	北岡 秀二君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
辻 泰弘君	正俊君	辻 幸也君	溝手 顯正君	吉村剛太郎君	北岡 秀二君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
大塚 耕平君	正俊君	辻 幸也君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	北岡 秀二君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
前田 輿石	吉川 家西	朝日 大江	谷 緒方	谷 博之君	北岡 秀二君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
武志君 東君	春子君 悟君	俊弘君 康弘君	靖夫君	羽田雄一郎君	北岡 秀二君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
北澤 俊美君	江田 五月君	市田 工藤堅太郎君	小川 勝也君	那谷屋正義君	北岡 秀二君	青木 幹雄君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君
衆議院繼續審査)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	平成十六年度一般会計予備費使用総調書(第百六十三回国会提出、各省各所管使用調書)	決算委員	辞任	去る四月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	副大臣	外務大臣	内閣大臣
			西銘順志郎君	坂本由紀子君	経済産業副大臣	農林水産大臣	財務大臣	文部科学大臣
			松田 岩夫君	加藤 修一君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	坂本由紀子君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			松田 岩夫君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	坂本由紀子君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	国土交通副大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
			西銘順志郎君	西銘順志郎君	農林水産大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
			西銘順志郎君					

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(第百六十三回国会提出、衆議院継続審査)	官報(号外)	対する業務停止処分に関する質問に対する答弁書(第四九号)
平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書(第百六十三回国会提出、衆議院継続審査)	内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	同日内閣から、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十二条の規定に基づく平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。
教育基本法案(閣法第八九号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成十七年団体規制状況の年次報告を受領した。
改正する法律案(長妻昭君外四名提出)(衆第二二号)	同日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成十七年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十八年度中小企業施策」についての文書を受領した。	同日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成十七年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十八年度中小企業施策」についての文書を受領した。
同日内閣提出案を衆議院に送付した。	去る一日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
住民基本台帳法の一部を改正する法律案	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案(逢沢一郎君外五名提出)(衆第二三三号)	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案(逢沢一郎君外五名提出)(衆第二三三号)
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
居住者・利用者等の立場に立つた建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名提出)(衆第二二号)	行政改革に関する特別委員会に付託した。	行政改革に関する特別委員会に付託した。
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
同日議員から次の質問主意書が提出された。	行政改革に関する特別委員会に付託した。	行政改革に関する特別委員会に付託した。
JR総連・JR東労組などJR労組に浸透する革マル派の実態等に関する質問主意書(山下八洲夫君提出)(第五三号)	同日議長は、次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
参議院議員前川清成君提出アイフル株式会社に同日内閣から次の答弁書を受領した。	職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六六号)	職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六六号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
韓国の地名についての日本政府の立場に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第五四号)	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)
昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	厚生労働委員会に付託	厚生労働委員会に付託
同日内閣提出案を衆議院に送付した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
同日内閣から次の答弁書を受領した。	経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ	経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ

文教科学委員
辞任
神本美恵子君
大石 正光君
農林水産委員
谷合 正明君
厚生労働委員
谷下 栄一君
農林水産委員
谷 博之君
厚生労働委員
足立 信也君
農林水産委員
谷 博之君
厚生労働委員
足立 信也君

文教科学委員
藤本 祐司君
藤末 健三君
外交防衛委員
小泉 昭男君
矢野 哲朗君
財政金融委員
富岡由紀夫君
神本美恵子君
文教科学委員
大石 正光君
富岡由紀夫君
厚生労働委員
谷合 正明君
山下 栄一君
文教科学委員
大石 正光君
富岡由紀夫君
厚生労働委員
山本 保君
加藤 修一君

文教科学委員
辞任
神本美恵子君
大石 正光君
農林水産委員
谷合 正明君
厚生労働委員
谷下 栄一君
農林水産委員
谷 博之君
厚生労働委員
足立 信也君
農林水産委員
谷 博之君
厚生労働委員
足立 信也君

文教科学委員
辞任
神本美恵子君
大石 正光君
農林水産委員
谷合 正明君
厚生労働委員
谷下 栄一君
農林水産委員
谷 博之君
厚生労働委員
足立 信也君
農林水産委員
谷 博之君
厚生労働委員
足立 信也君

文教科学委員
辞任
神本美恵子君
大石 正光君
農林水産委員
谷合 正明君
厚生労働委員
谷下 栄一君
農林水産委員
谷 博之君
厚生労働委員
足立 信也君
農林水産委員
谷 博之君
厚生労働委員
足立 信也君

文教科学委員
藤本 祐司君
藤末 健三君
外交防衛委員
小泉 昭男君
矢野 哲朗君
財政金融委員
富岡由紀夫君
神本美恵子君
文教科学委員
大石 正光君
富岡由紀夫君
厚生労働委員
谷合 正明君
山下 栄一君
文教科学委員
大石 正光君
富岡由紀夫君
厚生労働委員
山本 保君
加藤 修一君

合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四八号)
経済産業委員会に付託
道路運送法等の一部を改正する法律案(閣法第三一号)
国土交通委員会に付託
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
大学の在り方に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第五一号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
J.R.総連・J.R.東労組などJ.R.労組に浸透する革マル派の実態等に関する質問主意書(山下八洲夫君提出)(第五三号)
イレッサの副作用被害問題に関する質問主意書(山下八洲夫君提出)(第五二号)
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

議長の報告事項 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

(d) 当該議定書が、百八番目の批准書が寄託された日に、当該議定書を批准した国について効力を生ずること。

(e) 國際民間航空機関事務局長が、すべての締約国に対し、当該議定書の批准書の寄託の日を直ちに通報すること。

(f) 國際民間航空機関事務局長が、すべての締約国に対し、当該議定書の効力発生の日を直ちに通報すること。

(g) 当該議定書の効力発生の日の後に当該議定書を批准する締約国については、当該議定書が、当該締約国が國際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずること。

よつて、総会の以上の決定に基づき、國際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。

以上の証拠として、國際民間航空機関の総会の第二十七回会期の議長及び事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百八十九年十月六日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、國際民間航空機関に寄託しておくものとし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された國際民間航空条約のすべての締約国に対しその認証謄本を送付する。

総会第二十七回会期議長

A・アレグリア

事務局長

S・S・シドウ

官 報 (号外)

審査報告書

国際水路機関条約の改正議定書

的に向上させること。

(b) 水路に関するデータ、情報、成果物及び業務について、世界的規模で、その対象となる範囲を拡大させ、その利用可能性を増大させ、その質を向上させ、及びその利用を容易にすること。

(c) 水路業務に関する能力、訓練、科学及び技術を世界的規模で向上させること。

条約前文中「この条約の締約政府」を「この条約の締約国」に改める。

第一条

条約前文に第二段落から第四段落までとして次の三段落を加える。

平成十八年五月九日

外交防衛委員長 外交防衛委員長 外添 要一
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正議定書は、国際水路機関に總会、理事会等を設置することにより、同機関の組織を全面的に改正するものである。我が国がこの改正議定書を締結することは、水路業務における国際協力を増進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長

扇 千景殿

第二条 条約第二条を次のように改める。

機関は、諸問題的かつ技術的な性格を有する。

機関は、次のことを目的とする。

(a) 航行の安全その他海事に関するすべての目的のために水路業務の利用を促進し、及び水路業務の重要な性についての意識を世界

に基づき、国会の承認を求める。

第三条 条約第三条を次のように改める。

機関には、次の内部機関を置く。

(a) 総会
(b) 理事会
(c) 財政委員会
(d) 事務局
(e) 补助機関

この条約の締約国をもつて、機関の加盟国とする。

第四条 条約第四条を次のように改める。

第四条 条約第二条を次のように改める。

機関には、次の内部機関を置く。

(a) 総会
(b) 理事会
(c) 財政委員会
(d) 事務局
(e) 补助機関

官 報 (号 外)

		<p>第五条</p> <p>条約第五条を次のように改める。</p> <p>(a) 総会は、基本的な内部機関であつて、この 条約に別段の定めがある場合又は総会が他の 内部機関に委任する場合を除くほか、機関の すべての権限を有する。</p> <p>(b) 総会は、すべての加盟国で構成する。</p> <p>(c) 総会は、三年ごとに通常会合を開催する。</p> <p>(d) 総会は、いざれかの加盟国 理事会又は事務 局長の要請により、加盟国の過半数の承認を得ることを条件として、臨時会合を開催する ことができる。</p> <p>(e) 総会の会合の定足数は、加盟国の過半数と する。</p> <p>(f) 総会の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(g) 総会、理事会、財政委員会及び補助機関 の手續規則を定めること。</p> <p>(h) 一般規則に従つて、事務局長及び部長を 選出し、並びにその勤務条件を定めること。</p> <p>(i) 議長及び副議長を選出すること。</p> <p>(j) 総会の構成国及び事業計画 を決定すること。</p> <p>(k) 理事会が総会に提出した報告を検討する こと。</p> <p>(l) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提 出した意見及び勧告を検討すること。</p> <p>(m) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提 出した提案を決定すること。</p> <p>(n) 支出を検査し、決算報告を承認し、及び</p>	
		<p>第六条</p> <p>条約第六条を次のように改める。</p> <p>(a) 加盟国の四分の一(その三分の二)は地域的 代表を基礎として議席を有し、残余の三分の 一は一般規則に定める水路業務に係る利害関 係を基礎として議席を有するものとし、三十 の国を下回つてはならない。は、理事会に議 席を有する。</p> <p>(b) 理事会の構成に関する原則は、一般規則で 定める。</p> <p>(c) 理事会の構成国は任期は、総会の次の通常 会合が終了する時までとする。</p> <p>(d) 理事会の定足数は、構成国三分の二とす る。</p> <p>(e) 理事会は、少なくとも年一回会合する。</p> <p>(f) 理事会の構成国以外の加盟国は、理事会の 会合に参加することができるが、投票権を有 しない。</p> <p>(g) 理事会の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(h) 理事会が総会に付託すること。</p> <p>(i) 理事会は、少なくとも年一回会合する。</p> <p>(j) 理事会の構成国以外の加盟国は、理事会の 会合に参加することができるが、投票権を有 しない。</p> <p>(k) 理事会が総会に提出した報告を検討する こと。</p> <p>(l) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提 出した意見及び勧告を検討すること。</p> <p>(m) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提 出した提案を決定すること。</p> <p>(n) 支出を検査し、決算報告を承認し、及び</p>	
		<p>第七条</p> <p>条約第七条を次のように改める。</p> <p>(a) 財政委員会は、すべての加盟国に開放され る。各加盟国は、それぞれ一の票を有する。</p> <p>(b) 財政委員会については、原則として総会の 通常会合の際に招集するものとし、適当な場 合には、追加の会合を招集することができ る。</p>	
		<p>第八条</p> <p>条約第八条を次のように改める。</p> <p>(a) 事務局は、事務局長、部長その他機関が必 要とする職員から成る。</p> <p>(b) 事務局長は、機関の事業が効率的に遂行さ れるために必要な記録を保管するものとし、 必要な書類を作成し、収集し、及び配布す る。</p> <p>(c) 事務局長は、機関の事務職員の長とする。 事務局長は、次のことを行う。</p> <p>(d) 年次会計報告及び各年別に表示される見 積りを付した三年ごとの予算見積りを作成 し、財政委員会及び理事会に提出するこ と。</p> <p>(e) 事務局長は、この条約、総会又は理事会が 委任するその他の任務を遂行する。</p> <p>(f) 事務局長 部長及び職員は、その任務の遂 行に当たり、いかなる加盟国からも又は機関 外のいかなる当局からも指示を求め、又は受 けてはならない。事務局長、部長及び職員 は、その国際公務員としての地位と両立しな いかかる行動も慎まなければならない。各 加盟国は、事務局長、部長及び職員の責任の 専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれ</p>	

らの者がその責任を果たすに当たつてこれら
の者に影響を及ぼさないことを約束する。

第九条

条約第九条を次のように改める。

第九条

コンセンサス方式によつて決定することがで
きない場合には、次の規定を適用する。

(a) この条約に別段の定めがある場合を除く
ほか、各加盟国は、一の票を有する。

(b) 事務局長及び部長の選出においては、各
加盟国は、自国の保有する船舶のトン数に
基づいて設定された等級に応じて定められ
る数の票を有する。

(c) この条約に別段の定めがある場合を除く
ほか、決定は、出席し、かつ、投票する加
盟国単純多数による議決で行うものと
し、投票が可否同数である場合には、議長
が決定を行う。

(d) 機関の政策又は財政に関する事項（一般
規則及び財政規則の改正を含む。）について
の決定は、出席し、かつ、投票する加盟国
の三分の二以上の多数による議決で行う。

(e) (c) 及び (d) 並びに第二十一条(b)に關し、
「出席し、かつ、投票する加盟国」とは、出
席し、かつ、賛成票又は反対票を投げる加
盟国をいう。投票を棄権した加盟国は、投
票を行わなかつたものとみなす。

(f) 第六条(g)の規定に従つて加盟国に付託
された場合には、決定は、投票した加盟国
の過半数による議決で行う。ただし、すべ
ての加盟国の中から三分の一の賛成票
を必要とする。

官報（号外）

第十条

条約第十条を次のように改める。

第十五条

機関は、その権限内の事項に關し、国際機関
であつてその利益及び活動が機関の目的に關連
のあるものと協力することができる。

第十六条

条約第十一條を次のように改める。

第十七条

機関の運営に關する細目は、一般規則及び財
政規則で定める。これらの規則は、この条約に
添付するが、この条約の不可分の一部を成すも
のではない。この条約と一般規則又は財政規則
とが抵触する場合には、この条約が優先する。

第十八条

機関は、法人格を有する。機関は、加盟国の
同意を得ることを条件として、當該加盟国の領
域において、機関の任務を遂行し、かつ、その
目的を達成するために必要な特権及び免除を享
受する。

第十九条

条約第十三條を次のように改める。

第二十条

機関は、法人格を有する。機関は、加盟国の
同意を得ることを条件として、當該加盟国の領
域において、機関の任務を遂行し、かつ、その
目的を達成するために必要な特権及び免除を享
受する。

第二十一条

条約第十四條(a)中「加盟国政府」を「加盟国」に改
める。

第二十二条

条約第十四條(b)中「会計委員会」を「総会」に改め
る。

第二十三条

条約第十五條を次のように改める。

第二十四条

条約第十五條を次のように改める。

第二十五条

分担金の払込みが二年間延滞している加盟国
は、当該分担金を払い込む時まで、この条約及
び規則によつて加盟国に与えられるいかなる投
票権及び利益も認められない。

第二十六条

条約第十六條を次のように改める。

第二十七条

条約第十七條を次のように改める。

第二十八条

(a) 改正は、この条約は、国際連合加盟国である国によ
る加入のために開放しておく。この条約は、
当該国については、その加入書が寄託者に寄
託された日に効力を生ずるものとし、寄託者
は、その旨を事務局長及び機関のすべての加
盟国に通報する。

(b) 国際連合加盟国でない国は、寄託者に対し
申請が機関の加盟国の三分の二以上によつて
承認される場合に限り、この条約に加入する
ことができる。この条約は、当該国について
申請が機関の加盟国に寄託された日に効
力を生ずるものとし、寄託者は、その旨を事
務局長及び機関のすべての加盟国に通報す
る。

(c) 改正は、寄託者が加盟国三分の二からそ
の改正に拘束されることについて同意する旨
の通告を受領した後三箇月で、すべての加盟
国は、これをすべての加盟国に送付するよう寄
託者に要請する。

官報(号外)

国について効力を生ずる。

第十九条

条約第二十二条を次のように改める。

第二十二条

この条約の効力発生後五年の期間が経過した後は、いずれの締約国も、寄託者に対して少なくとも一年前に通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、通告の期間が満了した年の翌年の一月一日に効力を生ずるものとし、また、当該国が機関の加盟国として有したすべての権利及び利益の放棄を伴うものとする。

第二十条

第十三回及び第十五回国際水路会議において採択された改正であつて、条約第二十二条の規定に従つて効力を生じていないものは、今後効力を生じない。

第一条から第二十条までに規定する改正は、条約第二十二条の規定に従い寄託者が加盟国の三分の二から承認の通告を受領した後三箇月で、すべての締約国について効力を生ずる。

審査報告書

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年五月九日

外交防衛委員長 外添 要一

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

平成十八年五月十日 参議院会議録第二十二号

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、国際海上交通の簡易化に関する事項を審議する簡易化委員会を国際海事機関の

正式な委員会として設置することを目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してその

早期発効に寄与することは、国際海上交通の一層の簡易化及び海運業の安定的な発展に貢献するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

第二十条

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号た

だし書の規定に基づき、国会の承認を求める。
第二十一条を次のように改める。

(a) 理事会は、機関の一般的利益及び優先順位を考慮に入れて、海上安全委員会、法律委員会、海洋環境保護委員会、技術協力委員会、簡易化委員会及び機関の他の組織の提案を基礎として事務局長が作成した事業計画案及び予算見積りを審議し、並びに機関の事業計画及び予算を作成し、総会に提出する。

(b) 理事会は、海上安全委員会、法律委員会、海洋環境保護委員会、技術協力委員会、簡易化委員会及び機関の他の組織の報告、提案及

第五条から第七条までの規定中「第七十一条」を「第七十六条」に改める。

第八条中「第七十二条」を「第七十七条」に改め
る。

第十一条を次のように改める。

第十二条を次のように改める。

第十五条(a)中「第十五部」を「第十三部」に改め
る。

第十五条(b)を次のように改める。

第十五条(c)を次のように改める。

第十五条(d)を次のように改める。

第十五条(e)を次のように改める。

第十五条(f)を次のように改める。

第十五条(g)を次のように改める。

第十五条(h)を次のように改める。

第十五条(i)を次のように改める。

第十五条(j)を次のように改める。

第十五条(k)を次のように改める。

第十五条(l)を次のように改める。

第十五条(m)を次のように改める。

第十五条(n)を次のように改める。

第十五条(o)を次のように改める。

第十五条(p)を次のように改める。

第十五条(q)を次のように改める。

第十五条(r)を次のように改める。

第十五条(s)を次のように改める。

第十五条(t)を次のように改める。

第十五条(u)を次のように改める。

第十五条(v)を次のように改める。

第十五条(w)を次のように改める。

第十五条(x)を次のように改める。

第十五条(y)を次のように改める。

第十五条(z)を次のように改める。

第十五条(aa)を次のように改める。

第十五条(bb)を次のように改める。

第十五条(cc)を次のように改める。

第十五条(dd)を次のように改める。

第十五条(ee)を次のように改める。

第十五条(ff)を次のように改める。

第十五条(gg)を次のように改める。

第十五条(hh)を次のように改める。

第十五条(ii)を次のように改める。

第十五条(jj)を次のように改める。

第十五条(nn)を次のように改める。

第十五条(pp)を次のように改める。

第十五条(qq)を次のように改める。

第十五条(rr)を次のように改める。

第十五条(ss)を次のように改める。

第十五条(tt)を次のように改める。

第十五条(uu)を次のように改める。

第十五条(vv)を次のように改める。

第十五条(xx)を次のように改める。

第十五条(yy)を次のように改める。

第十五条(zz)を次のように改める。

第十五条(aa)を次のように改める。

第十五条(bb)を次のように改める。

第十五条(cc)を次のように改める。

第十五条(dd)を次のように改める。

第十五条(ee)を次のように改める。

第十五条(ff)を次のように改める。

第十五条(gg)を次のように改める。

第十五条(jj)を次のように改める。

第十五条(nn)を次のように改める。

第十五条(pp)を次のように改める。

第十五条(qq)を次のように改める。

第十五条(rr)を次のように改める。

第十五条(ss)を次のように改める。

第十五条(tt)を次のように改める。

第十五条(uu)を次のように改める。

第十五条(vv)を次のように改める。

第十五条(xx)を次のように改める。

第十五条(yy)を次のように改める。

第十五条(zz)を次のように改める。

第十五条(aa)を次のように改める。

第十五条(bb)を次のように改める。

第十五条(cc)を次のように改める。

第十五条(dd)を次のように改める。

第十五条(ee)を次のように改める。

第十五条(ff)を次のように改める。

第十五条(gg)を次のように改める。

第十五条(jj)を次のように改める。

第十五条(nn)を次のように改める。

第十五条(pp)を次のように改める。

第十五条(qq)を次のように改める。

第十五条(rr)を次のように改める。

第十五条(ss)を次のように改める。

第十五条(tt)を次のように改める。

第十五条(uu)を次のように改める。

第十五条(vv)を次のように改める。

第十五条(xx)を次のように改める。

第十五条(yy)を次のように改める。

第十五条(zz)を次のように改める。

第十五条(aa)を次のように改める。

第十五条(bb)を次のように改める。

第十五条(cc)を次のように改める。

第十五条(dd)を次のように改める。

第十五条(ee)を次のように改める。

第十五条(ff)を次のように改める。

第十五条(gg)を次のように改める。

第十五条(jj)を次のように改める。

第十五条(nn)を次のように改める。

第十五条(pp)を次のように改める。

第十五条(qq)を次のように改める。

第十五条(rr)を次のように改める。

第十五条(ss)を次のように改める。

第十五条(tt)を次のように改める。

第十五条(uu)を次のように改める。

第十五条(vv)を次のように改める。

第十五条(xx)を次のように改める。

第十五条(yy)を次のように改める。

第十五条(zz)を次のように改める。

第十五条(aa)を次のように改める。

第十五条(bb)を次のように改める。

第十五条(cc)を次のように改める。

第十五条(dd)を次のように改める。

第十五条(ee)を次のように改める。

第十五条(ff)を次のように改める。

第十五条(gg)を次のように改める。

第十五条(jj)を次のように改める。

第十五条(nn)を次のように改める。

第十五条(pp)を次のように改める。

第十五条(qq)を次のように改める。

第十五条(rr)を次のように改める。

第十五条(ss)を次のように改める。

第十五条(tt)を次のように改める。

第十五条(uu)を次のように改める。

第十五条(vv)を次のように改める。

第十五条(xx)を次のように改める。

第十五条(yy)を次のように改める。

第十五条(zz)を次のように改める。

第十五条(aa)を次のように改める。

第十五条(bb)を次のように改める。

第十五条(cc)を次のように改める。

第十五条(dd)を次のように改める。

第十五条(ee)を次のように改める。

第十五条(ff)を次のように改める。

第十五条(gg)を次のように改める。

第十五条(jj)を次のように改める。

第十五条(nn)を次のように改める。

第十五条(pp)を次のように改める。

第十五条(qq)を次のように改める。

第十五条(rr)を次のように改める。

第十五条(ss)を次のように改める。

第十五条(tt)を次のように改める。

第十五条(uu)を次のように改める。

第十五条(vv)を次のように改める。

第十五条(xx)を次のように改める。

第十五条(yy)を次のように改める。

第十五条(zz)を次のように改める。

第十五条(aa)を次のように改める。

第十五条(bb)を次のように改める。

第十五条(cc)を次のように改める。

第十五条(dd)を次のように改める。

第十五条(ee)を次のように改める。

第十五条(ff)を次のように改める。

第十五条(gg)を次のように改める。

第十五条(jj)を次のように改める。

第十五条(nn)を次のように改める。

第十五条(pp)を次のように改める。

第十五条(qq)を次のように改める。

第十五条(rr)を次のように改める。

第十五条(ss)を次のように改める。

第十五条(tt)を次のように改める。

第十五条(uu)を次のように改める。

第十五条(vv)を次のように改める。

第十五条(xx)を次のように改める。

第十五条(yy)を次のように改める。

第十五条(zz)を次のように改める。

第十五条(aa)を次のように改める。

第十五条(bb)を次のように改める。

第十五条(cc)を次のように改める。

第十五条(dd)を次のように改める。

第十五条(ee)を次のように改める。

第十五条(ff)を次のように改める。

第十五条(gg)を次のように改める。

第十五条(jj)を次のように改める。

第十五条(nn)を次のように改める。

第十五条(pp)を次のように改める。

第十五条(qq)を次のように改める。

第十五条(rr)を次のように改める。

第十五条(ss)を次のように改める。

第十五条(tt)を次のように改める。

第十五条(uu)を次のように改める。

第十五条(vv)を次のように改める。

第十五条(xx)を次のように改める。

第十五条(yy)を次のように改める。

第十五条(zz)を次のように改める。

第十五条(aa)を次のように改める。

第十五条(bb)を次のように改める。

第十五条(cc)を次のように改める。

第十五条(dd)を次のように改める。

第十五条(ee)を次のように改める。

第十五条(ff)を次のように改める。

第十五条(gg)を次のように改める。

第十五条(jj)を次のように改める。

第十五条(nn)を次のように改める。

第十五条(pp)を次のように改める。

第十五条(qq)を次のように改める。

第十五条(rr)を次のように改める。

第十五条(ss)を次のように改める。

第十五条(tt)を次のように改める。

大学法人をいう。)及び大学共同利用機関法(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)が設置する施設のうち研究等を行う者の利用に供するものについて、その性能及び利用条件、当該施設における研究等の成果その他研究等を行う者が当該施設を利用するためには必要な情報を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、広く研究等を行う者の利用に供するための措置を講ずるものとする。

(特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正)

第二条 特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律

目次中「理化学研究所」を「特定先端大型研究施設の設置者」に、「放射光利用研究促進機構」を「登録施設利用促進機関」に、「第二十二条」を「第二十四条」を「第五章 罰則(第二十九条—第三十一条)」に改める。

(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人の措置を講ずるものとする。)及び大学法人をいう。」及び「大学共同利用機関法
人をいう。」が設置する施設のうち研究等を行う者の利用に供するものについて、その性能及び利用条件、当該施設における研究等の成果その他研究等を行なう者が当該施設を利用するためには必要な情報を収集して整理し、情報
通信の技術を利用する方法その他の方法により、広く研究等を行う者の利用に供するため

「研究等の基盤の強化を図るとともに、研究等に係る機関及び研究者等の相互の間の交流による研究者等の多様な知識の融合等」に改める。

第二条第三項中「専用施設」を「放射光専用施設」に、「試験研究」を「研究等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「共用施設」を「放射光共用施設」に、「試験研究を行う者」を「研究者等」に改め、同項を同条第五項とし、同

二 特定放射光施設

第三条中「共用施設又は専用施設を利用した試験研究」を「特定先端大型研究施設のうち研究者等の共用に供される部分又は放射光専用施設を利用した研究等」に、「に資する試験研究及び「を」のための方策に関する調査研究及び施設利用研究の促進に資する」に、「特定放射光施設」を「特定先端大型研究施設」に改める。

専用施設」を「特定先端大型研究施設のうち研究者等の共用に供される部分」に改め、同項第五号中「特定放射光施設」を「特定先端大型研究施設」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特定放射光施設に係る基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、放射光専用施設の設置及び利用に関する事項を定めるものとする。

		特定放射光施設
	二 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。 と。	一 放射光専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に 対し、当該研究等に必要な放射光の提供その他の便宜を供与す ること。
特定高速電子計算機施設	三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。	一 超高速電子計算機を開発し、特定高速電子計算機施設の建設 及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供するこ と。

官 報 (号 外)

第六条第一項中「理化学研究所は」の下に
「特定先端大型研究施設の設置者として」を加え、
「前条に規定する業務」を「前条の表の上欄に
掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下
欄に掲げる業務」第九条第一項の規定により、
理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。」に改め、同条第二項中「実施計画は」の下
に「当該施設に係る」を加える。

第七条中「特定放射光施設の共用の促進に
關する法律」を「特定先端大型研究施設の共用の促進に
關する法律」に改める。

第五章を削る。

第二十五条を削る。

第二十六条中「代理人」を「若しくは人の代
理人」に、「の業務」を「又は人の業務」に、「対
しても」を「又は人に対しても」に改め、同条を
第三十条とし、第六章中同条の前に次の二条を
加える。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、
三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条の許可を受けないで利用促進業
務の全部を廃止した者は、
二 第二十四条第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対
して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
た者は、

第六章に次の二条を加える。

第三十一条 第十九条第一項の規定に違反して
財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記

載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記
載をし、又は正当な理由がないのに同条第二
項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十
万円以下の過料に処する。

第六章を第五章とする。

第四章を次のように改める。

第四章 登録施設利用促進機関
(登録等)

第八条 文部科学大臣は、その登録を受けた者
(以下「登録施設利用促進機関」という。)に、
第五条の規定により特定先端大型研究施設の
設置者として理化学研究所が行うものとされ
た業務のうち、次に掲げる業務の全部(文部
科学省令で定める特定先端大型研究施設の利
用の区分に従い、登録施設利用促進機関が次
に掲げるいずれの業務も行う場合は、その部
分を行わせることができる。

一 施設利用研究を行う者の選定及びこれに
附帯する業務(以下「利用者選定業務」とい
う。)を行うこと。

二 施設利用研究の実施に関し、情報の提
供、相談その他の援助(以下「利用支援業
務」という。)を行うこと。

2 前項の登録(以下「登録」という。)は、第二
条第二項各号に掲げる特定先端大型研究施設
ごとに、利用者選定業務及び利用支援業務
(以下「利用促進業務」という。)を行おうとす
る者の申請により行う。

(登録施設利用促進機関による利用促進業務
の実施等)

第一項の規定により利用促進業務の全部又は
一部を登録施設利用促進機関に行わせること
の場合は、理化学研究所及び当該登
録施設利用促進機関は、当該利用促進業務が
円滑に実施されるよう、相互に連携を図らな
ければならない。

(欠格条項)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、
登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規
定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執
行を終わり、又は執行を受けることがなく
なった日から二年を経過しない者

二 第二十七条の規定により登録を取り消さ
れ、その取消しの日から二年を経過しない
者

特定先端大型研究施設の区分	利用支援業務を担当する者
特定放射光施設	一 研究実施相談者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十 六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この表におい て同じ。)において理学若しくは工学の課程若しくはこれ らに相当する課程を修めて卒業した後五年以上放射光を 使用した研究等の経験を有する者又はこれと同等以上の 知識経験を有する者であつて、特定放射光施設における 施設利用研究の実施に関し、研究者等に対する相談の業 務を行う者をいう。)

業務を行うときは、その業務の開始前に、当該業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項の認可をした業務規程が利用促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

(利用促進業務の休廃止)

第十八条 登録施設利用促進機関は、文部科学大臣の許可を受けなければ、利用促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条 登録施設利用促進機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下の条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 施設利用研究を行おうとする者その他の利害関係人は、利用促進業務を行う登録施設利

用促進機関に対し、当該登録施設利用促進機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、当該登録施設利用促進機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十三条 登録施設利用促進機関（法人である場合にあっては、その役員）又はその職員について、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び検査）

第二十四条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録施設利用促進機関に對し、その利用促進業務に關し報告をさせ、又はその職員に、登録施設利用促進機関の事務所に立ち入り、利用促進業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（区分経理）

第二十条 登録施設利用促進機関は、その利用促進業務を行う場合には、利用促進業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（交付金）

第二十一条 国は、予算の範囲内において、登録施設利用促進機関に対し、利用促進業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（役員の選任及び解任）

第二十二条 登録施設利用促進機関が法人である場合において、その役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

（改善命令）

第二十六条 文部科学大臣は、登録施設利用促進機関が第十五条の規定に違反していると認められたときは、その登録施設利用促進機関に対し、利用促進業務を行うべきこと又は利用促進業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第二十七条 文部科学大臣は、登録施設利用促進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて利用促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十一条第三項、第十二条、第十八条、第十九条第一項、第二十条又は第二十二条の規定に違反したとき。

三 第十七条第一項の認可を受けた業務規程によらないで利用促進業務を行つたとき。

四 第十七条第二項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第十九条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

（公示）

第二十八条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（公示）

第二十九条 文部科学大臣は、登録施設利用促進機関が第十一條第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録施設利用促進機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録をしたとき）

第三十条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第三十一条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第三十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第三十三条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第三十四条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第三十五条 文部科学大臣は、登録施設利用促進機関が第十一條第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録施設利用促進機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録をしたとき）

第三十六条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第三十七条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第三十八条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第三十九条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第四十条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第四十一条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第四十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第四十三条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第四十四条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第四十五条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第四十六条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第四十七条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第四十八条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第四十九条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第五十条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第五十一条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第五十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第五十四条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第五十五条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第五十六条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第五十七条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第五十八条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第五十九条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第六十条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第六十一条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第六十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第六十三条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第六十四条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第六十五条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第六十六条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第六十七条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第六十八条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第六十九条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第七十条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第七十一条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第七十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第七十三条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第七十四条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一條第三項の規定による届出があつたとき。

（登録をしたとき）

第七十五条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

</

三 第十八条の許可をしたとき。

四 前条の規定により登録を取り消し、又は

利用促進業務の停止を命じたとき。

2 文部科学大臣は、第八条第一項の規定によ

り登録施設利用促進機関に利用促進業務を行

わせるときは、あらかじめ、次に掲げる事項

を公示しなければならない。

一 第十一条第二項各号に掲げる事項

二 登録施設利用促進機関が行う利用促進業

務の内容

三 登録施設利用促進機関が利用促進業務を

開始する日

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年七月一日から施

行する。ただし、次条及び附則第六条の規定

は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 第二条の規定による改正後の特定先端大

型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「新

法」という。)第八条第一項の登録を受けようと

する者は、この法律の施行前において、その

申請を行うことができる。

(特定放射光施設の共用の促進に関する法律の

一部改正に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定に

よる改正前の特定放射光施設の共用の促進に関する法律(以下「旧法」という。)第八条第一項の

規定による指定を受けている者は、この法律の

規定による指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して九月を経過する日までの間は、特定放射光施設に係る新法第八条第一項

の登録を受けているものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定による指定を受けている者のこの法律の施

行の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録につ

いては、旧法第十四条第二項及び第二十四条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、なお効

力を有する。

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした

処分、手続きその他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)に相当の規定があるものは、これららの規定によつてした

処分、手続きその他の行為とみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号の次に次のように加え

る。

第六条 附則第二项中「国有施設等の廉価使用の

拡大による研究交流促進事業」を「削除」に改め

る。

第三十三条及び第三十四条を次のように改め

第三十三条及び第三十四条 削除

別表第二十三号中「国有施設等の廉価使用の

拡大による研究交流促進事業」を「削除」に改め

る。

審査報告書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年五月九日

環境委員長 福山 哲郎

また、特定鳥獣の捕獲に当たっては、保護管理計画の目標を超えて捕獲しないように徹底すること。

六十九の二 特定先端大型研究施設に係る登録施設利用促進機関の登録	登録件数	一件につき九万円
----------------------------------	------	----------

第九条 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十一条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十三条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十四条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十六条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十七条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十八条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十九条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における鳥獣の生息状況、狩猟の実態等にかんがみ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の一層の推進を図るため、休猟区における鳥獣の捕獲等の特例、輸入鳥獣に関する標識の制度の導入、狩猟免許制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、特定鳥獣保護管理計画の策定に当たつては、鳥獣の個体群の生息域が複数の都道府県にまたがる場合も生じていることから、地域の自主性に配慮しつつ、関係都道府県が共同で保護管理計画を策定できるよう、必要に応じて広域的な鳥獣保護管理に関する指針を示し、保護管理に係る都道府県間の連携が円滑になるよう支援すること。

また、特定鳥獣の捕獲に当たっては、保護管理計画の目標を超えて捕獲しないように徹底すこと。

第十六条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」と改める。

第三十六条の見出し中「輸入」を「輸入等」に改め、同条次の六項を加える。

2 前項に規定する鳥獣のうち環境省令で定めるものを輸入した者は、輸入後速やかに、当該鳥獣(以下「特定輸入鳥獣」という。)につき、環境大臣から、当該特定輸入鳥獣が同項の規定に適合して輸入されたものであることを表示する標識(以下この条において単に「標識」という。)の交付を受け、当該特定輸入鳥獣にこれを着けなければならぬ。

3 標識の交付を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をしなければならない。

4 環境大臣は、前項の申請に係る特定輸入鳥獣が第一項の規定に適合して輸入されたものであると認められるときは、環境省令で定めるところにより、標識を交付しなければならない。

5 標識は、環境省令で定めるやむを得ない場合を除き、その標識に係る特定輸入鳥獣から取り外してはならない。

6 標識が着けられていない特定輸入鳥獣は、譲渡し等をしてはならない。

7 第三項の規定により標識の交付の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第二十八条の二 国又は都道府県は、鳥獣保護区

(鳥獣保護区における保全事業)

第二十九条第四項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

二 当該保全事業として第九条第一項第三号に規定する環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

改める。

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

官 報 (号 外)

平成十八年五月十日 参議院会議録第一二二号

投票者氏名

官 報 (号 外)

な捜査を行つてゐるのか、これまでの対応及び今後の対応を明らかにされたい。

二 貸金業規制法違反については、金融庁から適

時に適切な方法で警察当局に対し情報が提供されないと、警察における捜査の端緒となり得ない。アイフルの違反事実に関して、金融庁から警察当局に対しては、既に刑事告発等適当な方法で犯罪事実が連絡されているのか。警察当局がどのような情報提供を受けているのか、また、金融庁は警察の捜査に資するべくこれまでにどのような情報提供を行つたか、それぞれ具體的に示されたい。

四 財務局は、いかなる調査を実施したか。調査の内容、態様、対象、調査に要した人員、日数等を具体的に示されたい。

五 本業務停止処分に先立つて行つた調査の結果、金融庁はいかなる資料・証拠に基づいて違反事實を認定したのか。

六 これまでの金融庁の実務においては、監督の対象である貸金業者が否認しているとき、客観的な証拠によって違反行為を認定できたとしても行政処分を避けてきたのか。また、現時点も同様の見解であるのかも示されたい。

七 前回質問主意書でも指摘したとおり、平成十一年十月二十六日の大坂高等裁判所判決は、ア

イフルによる取立時の暴行行為を認定してい

十三 金融厅として、本業務停止処分は遅きに失したとの反省はあるか、見解を示されたい。

右質問する

平成十八年四月二十八日

内閣總理大臣 小泉純一郎

參議院議長 扇 千景殿

対する業務停止処分に関する質問に対し、別紙

答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出アイフル株式会

社に対する業務停止処分に関する質問に対する答弁書

一について する答弁書

警察当局においては、刑罰法令に触れる行為

があると認める場合には、厳正に対処することとしているが、個別の事案について警察当局が

捜査しているか否かについては、答弁を差し控

えたい。

金融庁及び近畿財務局としては、平成十八年

四月十四日のアイフル株式会社(以下「アイフ

ル」という)に対する業務停止処分に関する事実関係について、警察当局に連絡や情報提供を

行つてゐるところである。

金融庁長官は、資金業の規制等に関する法律について

(昭和五十八年法律第三十二号)。以下「貸金業規制」

制法」という。)第四十五条及び貸金業の規制等

に関する法律施行令(昭和五十六年政令第百六十一号。以下「貸金業規制法施行令」という。)第

卷之三

平成十八年五月十日 参議院会議録第二十二号 質問主意書及び答弁書

官 報 (号 外)

平成十八年四月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員前川清成君提出高松塚古墳壁画損傷と隠蔽等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出高松塚古墳壁画損傷と隠蔽等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

文化庁としては、平成十四年一月の高松塚古墳の石室西壁の損傷事故(以下「本件事故」という。)に係る事実関係について、平成十八年四月二十日に文化庁に設置した高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事及び石室西壁の損傷事故に関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)において調査し、速やかに公表する予定である。

四について

本件事故については、平成十八年四月十二日に報道され、同日、文化庁において、記者会見を行つた。

五について

文化庁としては、今後の高松塚古墳壁画の修理及び保存については、石室の取り出しに関する実験を繰り返し行うとともに、キトラ古墳等で培つた修理技術等を活用することを予定しているが、今後、調査委員会における調査結果も踏まえ、より安全で確実な作業の実施のための対応策を検討してまいりたい。

六の1について

石室内の大量のカビの発生は、平成十三年二

月に実施した高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事(以下「本件工事」という。)の際にカビ防止対策が不十分であり、その後に取合部でカビが大量発生したことを契機としているところである。なお、本件工事において、工事作業員が立ち入つたのは石室前の取合部までであり、石室内には立ち入っていない。

六の2について

大量のカビの発生は、壁面の汚れ等、壁画の劣化の原因の一つとなつたと考えられる。

六の3について

東京国立文化財研究所が平成元年度以降の高松塚古墳壁画の保存修理に当たつて作成した高松塚古墳保存修理マニュアルによれば、壁画の修理を行う際の用具として無菌衣が挙げられている。

六の4及び5、八並びに九について

文化庁としては、本件工事に係る事実関係等について、調査委員会において調査し、速やかに公表する予定であり、その調査結果を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

七について

文化庁としては、本件事故のような事実が判明した場合は、速やかに公表してまいりたい。

官 報 (号 外)

平成十八年五月十日 参議院会議録第二十二号

第三種
明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所
二東京一 獨立番四都〇 行政區五 法人虎八 國立ノ四 印門四 副二五 局丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 一一〇円 二十五円)